第6章 介護保険事業の事業費と保険料

- 1 介護保険制度の役割
- 2 総事業費の推計にあたって
- 3 第9期計画の総事業費
- 4 第9期計画の介護保険料

この章における表記

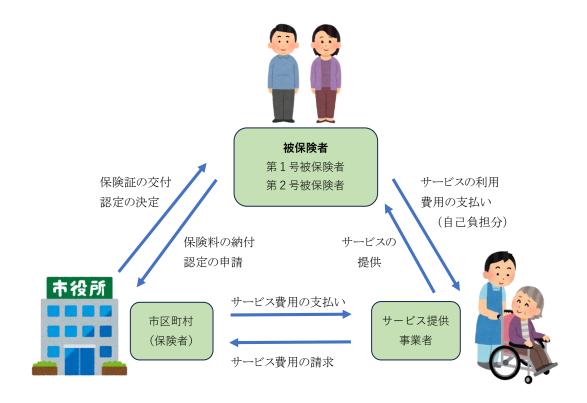
- •第9期介護保険事業計画→第9期計画
- •第8期介護保険事業計画→第8期計画
- •第7期介護保険事業計画→第7期計画

1 介護保険制度の役割

(1)介護保険のしくみ

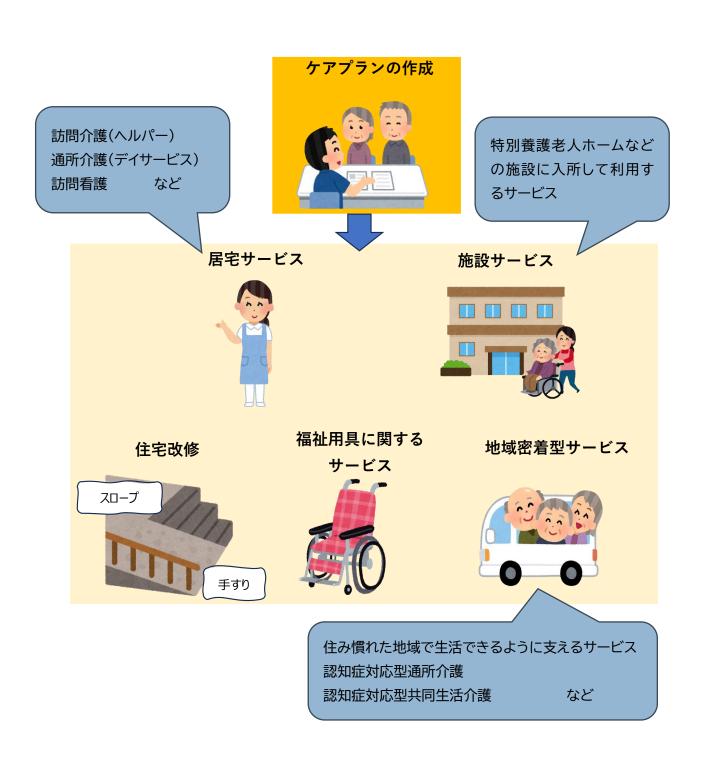
高齢化の進展に伴い、要介護高齢者の増加や介護期間の長期化など、介護ニーズが増大しました。その一方で、核家族化の進行や介護する家族の高齢化など、要介護高齢者を支えてきた家族をめぐる状況も変化してきました。従来の老人福祉・老人医療制度では対応が困難となったため、高齢者の介護を社会全体で支える仕組みとして、介護保険制度が創設されました。

介護保険は、40歳以上の人が被保険者となって保険料を納め、介護が必要になった時には費用の一部を負担することで、要介護度に応じた様々な介護保険サービスを利用することができます。



(2)介護保険で利用できるサービス

介護・支援が必要になったと感じた時には、要介護・要支援の認定申請を行ってください。 要介護認定された場合は、ケアマネジャーによりケアプランが作成され、要介護度に応じた 介護保険サービスを受けることができます。介護保険サービスには以下のものがあります。



(3)第1号被保険者の介護保険料

介護保険の総事業費は、保険料 50%と公費 50%で負担する仕組みとなっており、このうちの23%を第1号被保険者の介護保険料で負担します。

市は、安定した制度運営を行うため 3 年ごとに介護保険事業計画を策定し、計画期間に必要な保険料を算定して保険料改定を行います。

【図1】介護保険サービスに係る費用の財源構成(イメージ)



(4)第2号被保険者の介護保険料

第2号被保険者(40歳~64歳の方)の介護保険料は、それぞれの方が加入している医療保険の保険者が徴収し、社会保険診療報酬支払基金を経由して、町田市に交付金として納付されます。

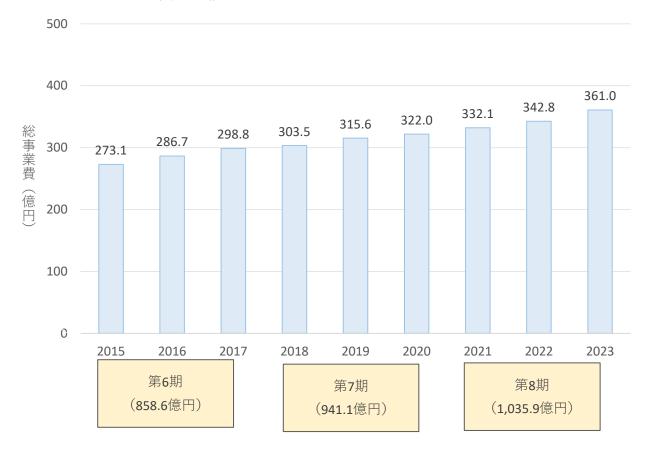
第2号被保険者は、総事業費のうち、介護保険サービスに係る費用の27%を負担します。

2 総事業費の推計にあたって

(1) 総事業費の推移

介護保険事業の総事業費は、年々増加傾向にあります。第6期計画期間では、合計で 858. 6 億円でしたが、第7期計画期間では 941.1 億円で 82.5 億円(9.6%)増えています。また、 第8期計画期間では 1035.9 億円で、第7期計画期間と比べると 94.8 億円(10.1%)増えています。

【図2】町田市の総事業費の推移



(2)総事業費と総給付費

総給付費は、認定者が利用する介護サービスに対して給付する費用で、総事業費の9割を 占めています。このため、総事業費の実績の分析を行う場合は、「認定者数」、「認定率」、「要介 護度」等について分析を行う必要があります。

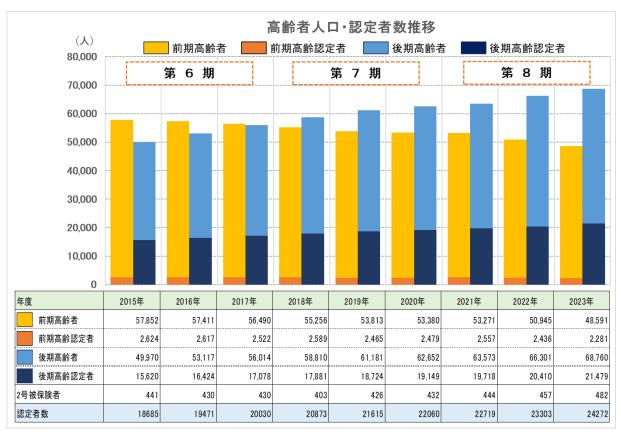
(3) 認定者数について

高齢者数の増加に伴って、要支援・要介護認定者(以下「認定者」という。)の人数も増加が続いています。2015 年度(第6期)に 18,685 人であった認定者数が、2023 年度(第8期)には、24,272 人になっており、5,587 人増加しています。

高齢者人数と認定者数を前期・後期高齢者別での推移【図 3】を見た場合、2015 年から2023年にかけて、後期高齢者は人口が18,790人(37.6%)増加し、認定者数も5,859人(37.5%)増加しています。これは、介護認定を初めて受ける平均年齢が81歳となっていることによるものです。

一方、町田市の前期高齢認定者のうち 18.4%が要支援 1 となっており、東京都平均 (15.8%)や多摩 26 市平均(16.2%)よりも高くなっています。そのため、前期高齢者の人口 は9,261人(16.0%)減少していますが、認定者数は343人(13.1%)の減少にとどまっています。

【図3】町田市の高齢者人口・認定者数の推移



(4) 認定率について

第1号被保険者数(高齢者人口)のうち要支援・要介護認定を受ける人の割合のことを「認定率」といいます。

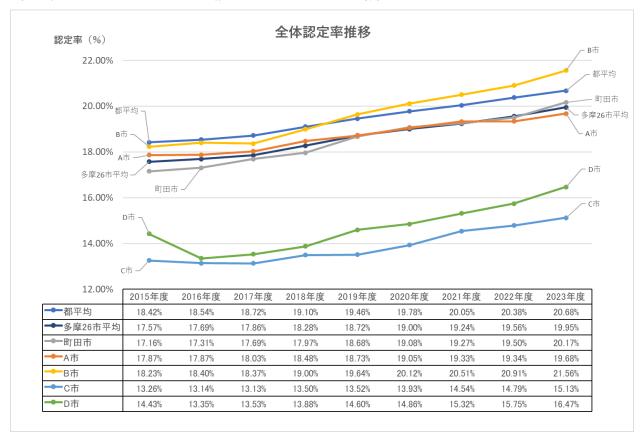
2015 年度から 2023 年度まで、年齢区分別で認定率を見た場合、前期高齢者(4.5%→4. 7%)、後期高齢者(31.3%→31.2%)、いずれもほとんど変化がありません。

一方で、市全体の認定率は、2015 年度は17.3%でしたが、2023 年度には 20.7%まで 上昇しています。これは、認定者数の 9 割を占める後期高齢者人口の増加によるもので、今後 もこの傾向は続くものと考えられます。【図4】

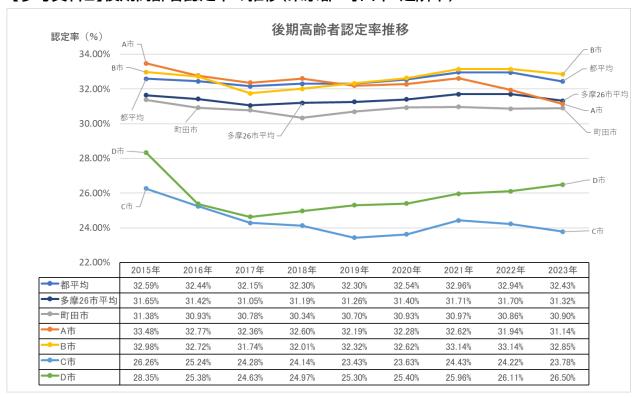
【図4】町田市の認定者数・認定率の推移



【参考資料1】全体認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)



【参考資料2】後期高齢者認定率の推移(東京都・町田市・近隣市)

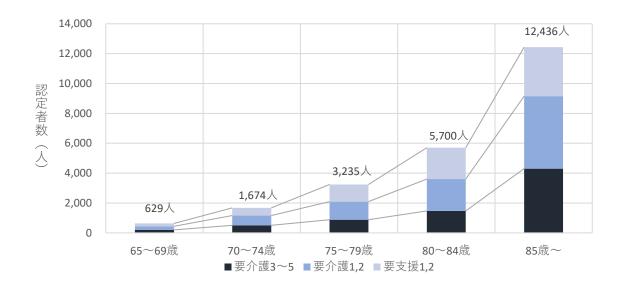


(5) 要介護度について

要介護度は、介護が必要な状態を指標化したもので、「要支援1」から「要介護5」までの7段階に分けられています。要介護度により、利用できるサービスの種類や回数の上限が異なります。

【図7】では、町田市の年齢区分別認定者数を示しています。認定者数は年齢が上がるごとに増加します。特に、初めて認定を受ける平均年齢の81歳が含まれる 80 歳以降は認定者数が増加し、18,000 人を超えます。さらに85歳以上になると、認定者数は80歳~84歳よりも約 2.2 倍に増加するうえに、要介護3~5の認定者数は約3倍の 4,304 人に急増し、認定者のうち3人に1人が要介護3~5に該当します。

【図7】町田市の年齢区分別認定者数(2023年8月時点)

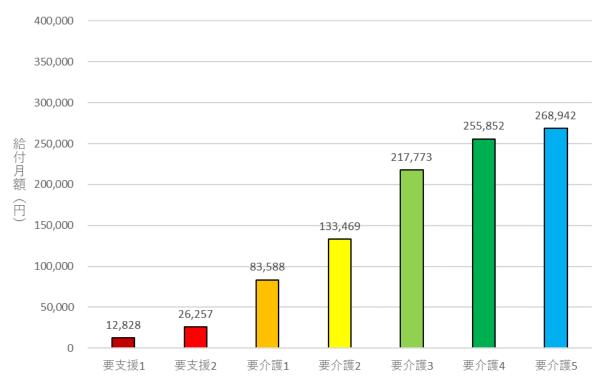


年齢層	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80~84歳	85歳~
要支援1,2	189人	515人	1,144人	2,098人	3,284人
要介護1,2	240人	650人	1,213人	2,127人	4,848人
要介護3~5	200人	509人	878人	1,475人	4,304人
認定者計	629人	1,674人	3,235人	5,700人	12,436人

(6) 要介護度別に見る認定者一人あたり給付費

認定者一人当たりの給付費を要介護度別に見ると、一人当たり給付費は要介護度に比例して増加しています【図 8】。後期高齢者以降は認定者数が増加することに加え、認定者の要介護度も急激に上昇するため、高齢化が進むにつれて総給付費は相乗的に増加します。





(7) 認定者一人あたり給付費の他市比較

給付費は同じ介護サービスであっても地域区分(1~7 級地、その他)により、介護報酬が異なるため、他市との比較を行う場合は、同じ地域区分の市町村と行うことが適切です。町田市と同じ2級地の全ての市で認定者一人あたりの給付費を比較すると、町田市が最も低くなっています。

2級地における「認定者一人あたり給付費」

	認定者一人あたり給付費 (2021年度)	認定率 (2021年 9 月末)
町田市	1,310千円	19.5%
E市	1,348千円	22.1%
F市	1,390千円	26.9%
G市	1,443千円	14.8%
H市	1,447千円	20.0%
I市	1,464千円	19.2%

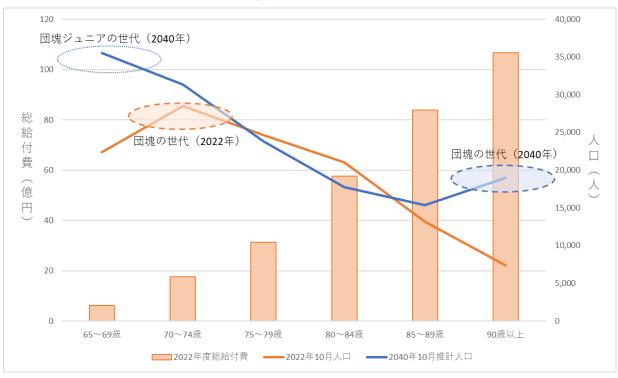
(8) 高齢者人口の推移にみる総給付費

2022年度の年齢区分別高齢者人口は80歳以降減少しますが、年齢区分別総給付費は上昇します。団塊の世代の一部は、2022年度の時点で75歳を迎えていますが、総給付費に対して大きな影響は与えていません。

2040年度になると、団塊の世代は総給付費が最も上昇する90歳以上となり、2022年度の90歳以上の高齢者数の2倍程度の人数となります。

2022 年度に約308.6 億円である町田市の総給付費は、今後も上昇を続け、2040年度には約1.8 倍の約548.6億円となる見込みです。

【図9】年齢区分別「人口」と「総給付費」



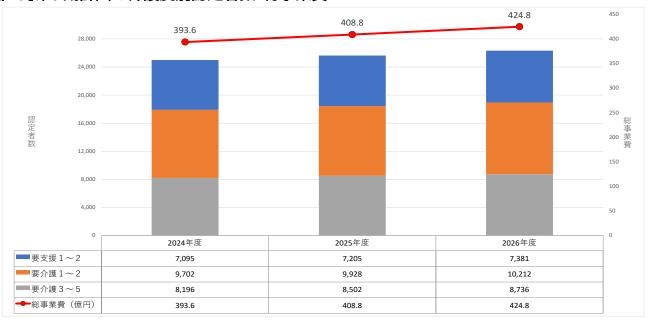
3 第9期計画の総事業費の見込み

(1) 第9期計画の総事業費の見込み

過去の被保険者数や認定者数及び第8期給付実績を基に、第9期計画の総事業費の推計額を算出しました。

総事業費の見込額は、約1,227.2億円です。第8期計画の見込額である 1,035.9 億円と 比較すると、191.3 億円の増額で約 18.5%増となります。

【図10】第9期計画の介護度別認定者数・総事業費



【図11】第9期計画の認定者数



(2) 第9期計画総事業費の内訳

第9期計画総事業費の内訳は下表のとおりです。

			第 9 期			
			2024 年度	2025 年度	2026 年度	合計
総事業費		業費	393.6 億円	408.8 億円	424.8 億円	1227.2 億円
	標	栗準給付費	372.7 億円	386.5 億円	402.2 億円	1161.4 億円
		総給付費	353.7 億円	366.6 億円	381.6 億円	1101.9 億円
		介護給付費	345.6 億円	358.3 億円	372.7 億円	1076.6 億円
		居宅サービス費	197.7 億円	205.7 億円	216.9 億円	620.3 億円
		施設サービス費	147.9 億円	152.6 億円	155.8 億円	456.3 億円
		予防給付費	8.1 億円	8.3 億円	8.9 億円	25.3 億円
		居宅サービス費	6.3 億円	6.4 億円	6.9 億円	19.6 億円
		施設サービス費	1.8 億円	1.9 億円	2.0 億円	5.7 億円
		その他経費	19.0 億円	19.9 億円	20.6 億円	59.5 億円
	地域支援事業費		20.9 億円	22.3 億円	22.6 億円	65.8 億円
		介護予防・日常生活支援総合事業	12.5 億円	13.1 億円	13.4 億円	39.0 億円
		包括的事業	7.6 億円	8.1 億円	8.1 億円	23.8 億円
		任意事業	0.8 億円	1.1 億円	1.1 億円	3.0 億円

[※]端数調整の関係で、合計金額に差異が生じています。

4 第9期計画の介護保険料

(1) 総事業費の財源構成

介護保険サービスに係る給付費は、一部の事業を除き、50%を介護保険料、50%を公費で 負担します。第9期計画における第1号被保険者の負担割合は、第8期計画と同じ 23%となっ ています。

① 標準給付費の財源構成

標準給付費は、主に「居宅サービス費」と「施設サービス費」があります。

居宅サービス費



自宅に暮らしながら利用できる 介護サービスに係る費用

施設サービス費



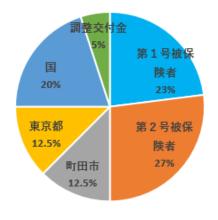
特別養護老人ホームなど、施設に入所 して利用するサービスに係る費用

② 地域支援事業費の財源構成

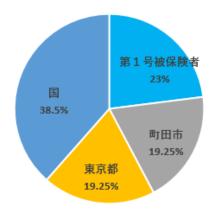
地域支援事業費は、「介護予防・日常生活支援総合事業費」と「包括的支援事業費・任意事業費」があります。

介護予防·日常生活支援総合事業費

包括的支援事業費・任意事業費



市が主体となって行う介護予防 事業等に係る費用



高齢者支援センターの運営費や認知症支援事業など地域での生活を支援する事業に係る費用

(2)第1号被保険者の月額基準額

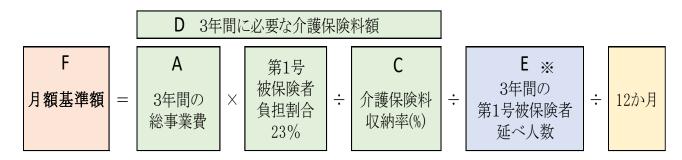
総事業費の見込み額をもとに介護保険料月額基準額を算定します。

個人の介護保険料は、本人や世帯の市民税の課税状況や本人の前年の所得などにより変わるため、それらの計算の基礎となるものとして「月額基準額」を算定します。

	金額等	
	標準給付費	116,148,036,000 円
3年間の	介護予防・日常生活支援総合事業費	3,899, 666,000 円
総事業費	包括的支援事業費・任意事業費	2,676,482,000 円
	A:合計	122,724,184,000 円
	標準給付費分	26,714,048,280 円
第1号被	介護予防・日常生活支援総合事業費分	896,923,180 円
保険者	包括的支援事業費・任意事業費)	615,590,860 円
負担分	調整交付金不交付額(5%-3.97%)	1,236,491,331 円
	B: 合計	29,463,053,651 円

C:介護保険料収納率 (見込み)	99.0%
D:3年間に必要な介護保険料の額(B÷C)	29,760,660,253 円
E:3年間の第1号被保険者延べ人数 ※	359,816 人
F:介護保険料月額基準額(D÷E÷12か月)	6,893 円

月額基準額の算定方法



※「E:3年間の第1号被保険者延べ数」は、第1号被保険者人数を所得段階ごとの第1号 被保険者数に保険料率を掛けた人数に補正した人数です。

調整交付金

公費のうち、国の調整交付金は、後期高齢者の比率や所得水準による市町村間の介護保険の財政力の差を調整するために交付され、5%を基準として交付割合が毎年変動します。 交付割合が5%を下回った場合は、不足分を第1号被保険者が負担します。